尾張国の「条里制」小考

― 阿弥陀寺遺跡の調査から ―

浅　井　和　宏

1　はじめに

阿弥陀寺遺跡は、尾張平野の一角、愛知県海部郡甚目寺町石作の字「阿弥陀寺」地内を中心とする一帯に所在する遺跡で(1)、昭和56年度より、環状２号線（国道302号）建設に伴う事前調査として継年で発掘調査を行なっている(2)。遺跡の所在地は、条里制遺構（地割）が展開するところであり、調査に際しては、条里制遺構の形成過程の究明を重要課題の一つとした。その結果、昭和60年度の調査を終えるにあたり、当該地における条里制遺構の形成について新たな所見を得るにいたった。そこで、個々の遺構に関してはなお検討を要す点も多く、詳細な検討を経たのち結論とすべきことが本来の姿であるとは考えるが、全国各地で次々と条里制遺構の発掘が行なわれるなかにあって、尾張平野における一例として、とりあえず今までの調査によって明らかにすることが出来た諸点について報告することも有意義なことと考え、ここにその報告と若干の派生する問題点について考察を行なうものである。

2　阿弥陀寺遺跡周辺の条里制遺構

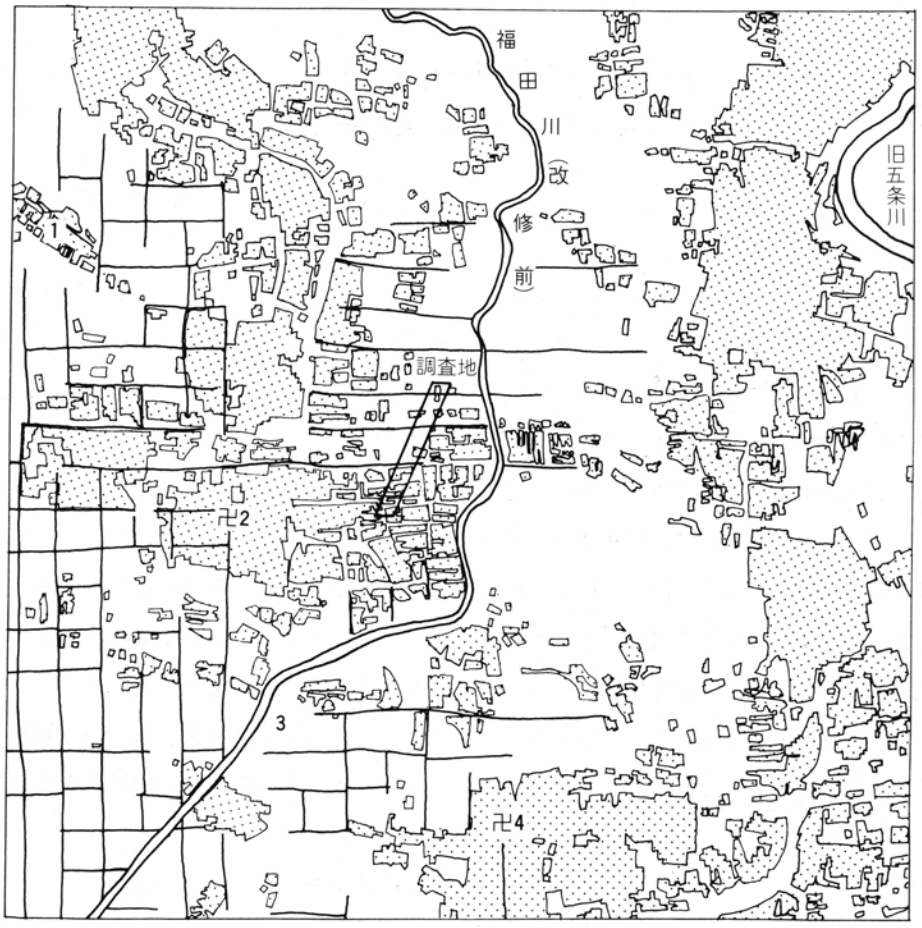
当遺跡周辺の条里制遺構の分布については、すでに水野時二、金田章裕両氏により研究がなされ、その成果は公表(3)をみているが、両者の間には見解の相違がみられるようである（第１・２図)。 両氏の研究は、尾張平野全域を視野に入れたものであり、その分布図



第１図　水野時二氏案　（●印調査地）

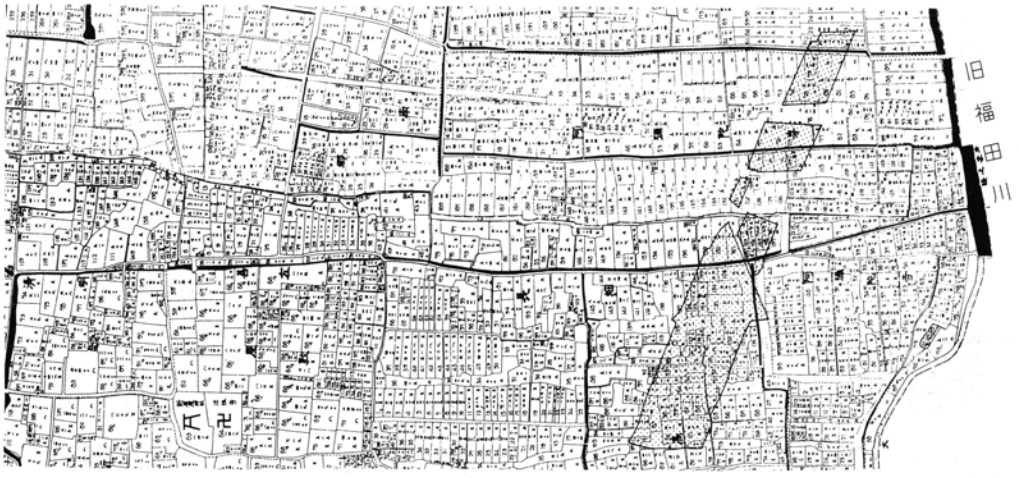


第２図　金田章裕氏案　（●印調査地）



第3図　阿弥陀寺遺跡周辺の条里制遺構　（網点は微高地）

1．森南遺跡　　2．法性寺　　3．大渕遺跡　　4．甚目寺　　#　条里制遺構（坪界）



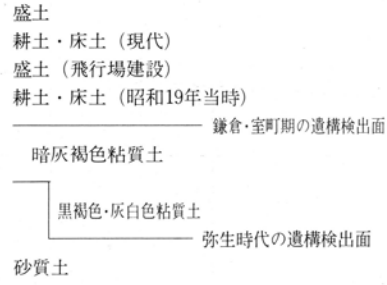
第4図　調査区（網点）と周辺の地割（「愛知県海部郡甚目寺町土地宝典」昭和13年）

も大縮尺となっている。そこで、いまここに、両氏の見解に導かれつつ遺跡周辺に限り作成したのが第３図である。作成にあたっての手順は次の通りである。資料としては、昭和13年作成の地籍図[4]をベースマップとし、これを米軍撮影の航空写真（昭和23年）及び各種地形図で補正した。条里制遺構の認定については、(1)一町（約109m）四方の方格の土地割であること。(2)一町方格内が長地型、半折型乃至その変形とみなされる土地割をしていることの二点を指標として適宜判断した。第３図の示すところによれば、阿弥陀寺遺跡周辺の条里制遺構は、遺跡の西側に展開する南北に長い大きな微高地の南西側に顕著であり、当遺跡側は、比較的希薄・不鮮明になっていることが知られる。また調査地点周辺の条里制遺構の特徴としては、東西方向の坪界線が明瞭であり、南北の坪界が不鮮明であるといった点が指摘される。

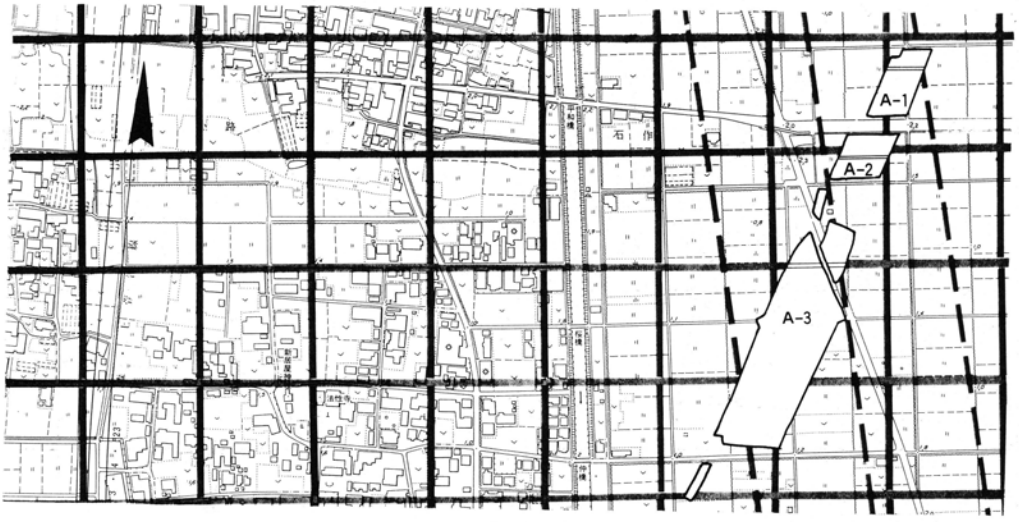
なお、調査地の南側の微高地は、東西・南北が直線的に分断されており、線引きはしなかったが条里制プラン下におかれる可能性は極めて高い。

3　検出遺構

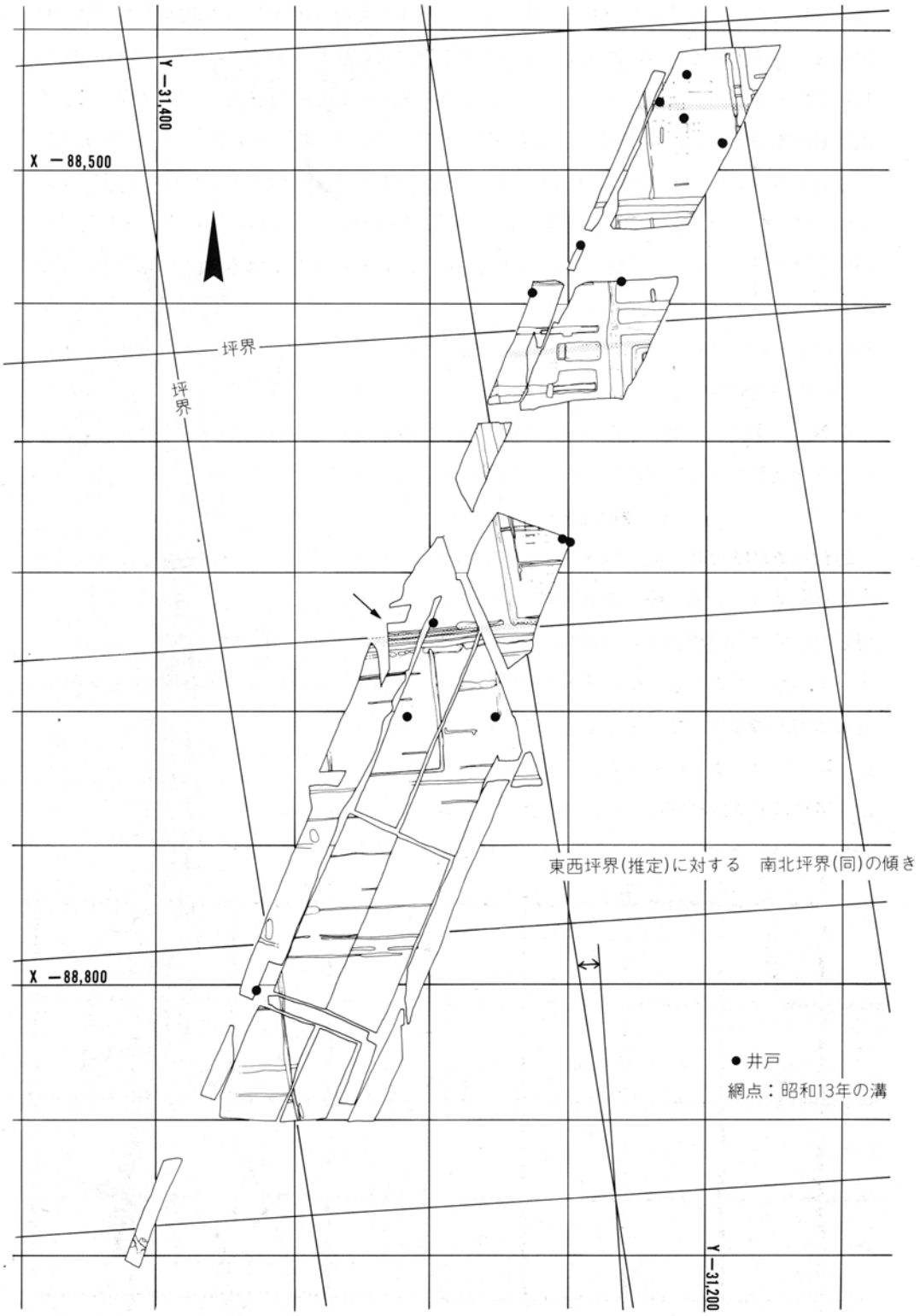
昭和13年当時の溝　条里制遺構分布図の作成過程から知られるように、調査地点に条里制遺構が存在したと判断した根拠は、昭和13年の地籍図にみられる地割のあり方であった。なかでも、調査地周辺については、坪界を走る道乃至溝は有力な手掛りであった。そこで、発掘調査に際しては、まずその径溝の確認から行なうこととした。遺跡の基本的層序は、概ね第５図に示す如くで、昭和19年の飛行場建設に伴う整地により調査地点の大半が



第５図　基本層序



第６図

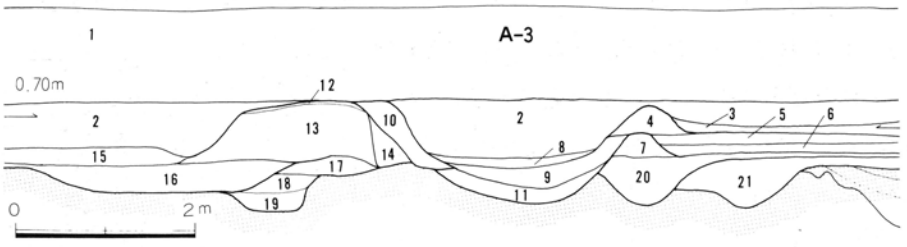

Y −31,400
X −88,500
坪界
坪界
東西坪界(推定)に対する　南北坪界(同)の傾き
X −88,800
● 井戸
網点：昭和13年の溝
Y −31,200

第7図

盛土されており、以前の耕土（以下旧耕土）が良好な状態で存し、昭和13年当時の溝等の（坪界）の確認が容易であったのは幸いであった。いまこれらを示せば第６図の如くである（A－1～3）。

鎌倉・室町時代の遺構　鎌倉・室町時代の遺構は、旧耕土・床土の直下において検出された。個々の遺構の時期区分についてはなお検討を要す面もあるが総じて14・15世紀代に比定されるものである。[5] これらの遺構群は一見して知られるように、東西・南北に対して強い方向性をもっている。溝の方位について整理してみると、(1)東西方向の溝はE－2°30″－N前後に集中するのに対し、(2)南北方向の溝の方位はバラつきをもつが、概して真北に対して5°前後西へ振れている。(3)したがって、両者の交点は直角となっていない、という特徴をもっている。(2)・(3)のあり方は、異質であるが、(1)については、周辺の条里制遺構とほぼ同一方位であり、この点を重視し、これらの遺構群は条里制下での所産と考える。

遺構の検討　次に、鎌倉・室町期の遺構と昭和13年当時の溝との関連について考えてみる。第７図は、両者及び復元されるところの坪界線（後述）を重ね合わせたものである。注目されるのは、矢印地点（A－3）の重複関係である。この部分は、地籍図より復元されるところの坪界にあたる。第８図はその断面図であるが、幾条もの溝が逐次掘られたことが伺われる。このことは、この地点（ライン）が耐えず意識されつづけてきたことの証左と考えられる。加えて、この溝は西へ延び、遺跡の西側展開する南北に長い大きな微高地を横断し、微高地の西側の条里制と連続していることも、このライン（坪界線）の重要性を裏づけている。これらのことから、少なくともこの坪界線については、14・15世紀代に遡ぼり得るものと考える。そのほか、昭和13年当時の溝の位置即ち坪界線は若干のズレをもつが、14・15世紀代の屋敷地の北端部（A－1）、幅広で堅固な溝上（A－



第８図　60D区　西壁断面図

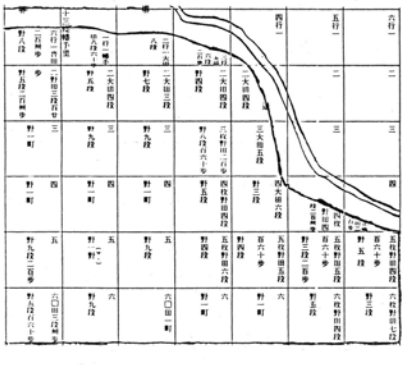
1．盛土(現道)　2．盛土　3．水田耕土　4．畦　5．水田耕土　6．水田耕土　7．畦　8．暗青灰褐色砂質土　9．暗青灰褐色粘質土　10．暗灰褐色土(混レキ)　11．暗灰褐色粘質土　12．黒茶褐色粘質土　13．暗茶褐色土　14．水田耕土のブロック　15．水田耕土　16．暗茶褐色粘質土　17．明灰褐色砂質土　18．暗灰褐色土(SD10)　19．暗灰褐色粘質土　20．暗(茶)灰褐色粘質土　21．暗灰褐色粘質土　16－SD09　18.19－SD10　20－SD11　21－SD12

2）という具合に大局的には対応をみせており、また遺構群のまとまりからみてその位置(重複)関係に格別の不自然さは認められない。また、A－3地点より南約109m地点にも、鎌倉・室町期の遺構（東西溝）の集中がみられこれも同様、坪界線に想定されよう。

以上の諸点より、当該地の条里制遺構（地割）は、14・15世紀代まで遡り得るものと考えられよう。その際、南北坪界線のあり方が問題となるが、この点については昭和13年の地籍図に明確でないこともあって判然としないが、とりあえず鎌倉・室町期の遺構より第7図の如く想定してみた。かかる想定は、西方の現存坪界線と齟齬をきたすことになり（第6図）、新たな問題が生じるが、この点は阿弥陀寺遺跡にとどまらない問題なのでここでは、これ以上の追究はさけたい[6]。なお、東西坪界線に対し南北坪界線がやや鈍角に交わり、坪が平行四辺形になってしまう点については、その理由はわからないが類例のないことではない[7]。

4　条里制の施行年次をめぐって

以上のように、阿弥陀寺遺跡における条里制遺構の形成は、遺構の示すところによれば14・15世紀代と考えられた。これは、条里制の施行を奈良時代に求める通説と大きく齟齬をきたすことになる。そこで、次にこの年代の取り扱い（解釈）について若干の私見をのべてみたい。この場合遺構の年代の解釈をめぐり二つの立場がある。1つは、遺構の年代を以ってストレートに当該地の条里制施行年次とする立場である。もう1つは、条里制を、画一的な「地割制度」を伴うところの「地番制度」と考え、「条里制の施行」即「条里制地割（遺構）の施行（存在）」とはならないとする立場である。後者について、もう少し説明すると、奈良代の田図に第9図[8]の如きものが少なからずみられる。注目したいのは、図中の「野」（未墾地）という表記の存在である。つまり、条里制施行時には、未墾地区も含めて「地番」付けがなされていたことが知られるのである。そして、もし仮りに「野」の地域の「地番」（土地区分の意識）が何らかの形で14・15世紀代までも効力をもっており、その時期に「野」が開墾され耕地化されたとするならば、条里制遺構と認定される遺構年次は、14・15世紀代を示し、必ずしも「条里制の施行」年次を示さないということになる、ということである。



第9図　越中国新川郡丈部開田図（部分）

阿弥陀寺遺跡においては、後者の考え方を支持したいと考える。その理由としては次の三点をあげたい。まず第一点は、文献史料の示すところによれば[9]、尾張国においては、遅くとも9世紀代

にはすでに条里制が施行（地番付）されていたことは確実であり、殊に中島・丹羽郡については、８世紀中葉の証左があるということである。遺跡周辺の条里制遺構は、巨視的にみて、遺跡の西側に大規模に展開する条理制遺構と連続しており、厳密には調査地点における施行の有無は確かめられないが、その可能性は高いものと考えたい。第二点としては、近隣の遺跡における土地割のあり方である。すなわち、阿弥陀寺遺跡の西北約1.2kmに位置する森南遺跡(9)（甚目寺町森13世紀）では、立地する微高地の南・北・東側が条里制遺構にもかかわらず微高地上では、地形に合わせた開発がみられる。同様のことは、土田遺跡（清洲町土田　12～13世紀）においても看取される(11)。これらは、阿弥陀寺遺跡を取り囲む環境において、当該期には、開墾に際し、「条里制」のもつ規制力が失なわれていたことを示している。この意味において、阿弥陀寺遺跡における条里制遺構の形成には前代よりの「地番」の強固な存在を予想せざるを得ないのである。第三点としては、消極的な理由ではあるが、阿弥陀寺遺跡の周辺には、法性寺、甚目寺、清林寺などの古代寺院（白鳳時代～）が存しており、所謂条里制の施行期には有力者の存在が認められるのであり、この点において、その時期に条里制が施行されたとしても不自然さはなく、加えて法性寺・甚目寺の境内（現在）は、ともに条里制遺構の南北坪界のいわばつきあたりの位置にあたることもその徴証かと思われる。

以上の三点より、調査地点における条里制遺構の形成については、「遺構の年代」即「条里制の施行年次」とは考えず、奈良時代に条里制が施行（地番付）され、それに沿った形での開墾が14・15世紀代になされ、条里制遺構（地割）が形成されたものとする方がより妥当性があるものと考える。なお、ここで注意したいのは、最近、全国各地で条里制遺構の発掘調査が進められているが、その報文のなかに条里制遺構の示す年代観より「古代条里」、「中世条里」なる言葉（概念？）が安易に用いられる傾向にあるが、その用法については、上述での意味において十分に慎重になる必要があろうと考える。

最後に、本稿をまとめるにあたり、昭和59年度調査迄の遺構の分析については梅本博志氏の成果によるところが多い。記して謝意を表したい。

〔注〕

(1)　後述するように条里制遺構（地割）を「遺構」とする立場にたつと、遺跡の範囲については、にわかにはきめ難くなる。
(2)　(財)愛知県教育サービスセンター『埋蔵文化財発掘調査年報Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』(昭和58～60年)及び本年報
(3)　水野時二『条里制の歴史地理学的研究』(昭和46年)、金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』昭和60年)
(4)　帝国市町村地図刊行会『愛知県海部郡甚目寺町　土地宝典』(昭和13年)
(5)　注２の文献参照　当該期の遺物の編年観については流動的な面がある。
(6)　注３の金田論文「第二章開発と条里プラン」参照
(7)　注３の金田論文ｐ200．図２－６参照
(8)　「越中国新川郡丈部開田地図」(天平宝字３年・正倉院蔵・『大日本古文書』編年之部家わけ18東大寺文書４)
(9)　一宮市『新編一宮市史本文編上』(昭和52年)　ｐ216～ｐ243等
(10)　昭和58年調査、長島広・安藤義弘氏の教示による。
(11)　注２の文献参照